

令和6年10月28日

会員保険薬局 各位

一般社団法人岐阜県薬剤師会
医療保険委員会

選定療養に関する加算の薬剤服用歴等記載事項について

平素は、本会会務にご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。
選定療養に関して服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算3口を算定する場合、以下の点にご留意いただきますようお願い致します。

記

選定療養に関して特定薬剤管理指導加算3口を算定する場合の薬剤服用歴等の記載事項について

後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行い、特定薬剤管理指導加算3口を算定する場合

- 薬剤服用歴等に対象となる医薬品が分かるよう記載してください。
- 対象となる医薬品名をレセプト摘要欄に記載する必要はありません。

参考：診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）

（令和6年3月5日保医発0305第4号）

特定薬剤管理指導加算3

(1)(2) 略

(3) 「口」に示す「調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合」とは、以下のいずれかの場合をいう。

- ・ 後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合
- ・ 医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬

剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合

(4) (5) 略

(6) 薬剤服用歴等には、対象となる医薬品が分かるように記載すること。また、医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を記載すること。

以上